解散公告

当法人は、平成二十八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

島根県松江市東津田町一七一三―一

特定非営利活動法人ユースネットしまね

清算人　後藤　幸江

解散公告

当社は、平成二十八年四月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

岡山市北区中山下一丁目一番三六号

株式会社こうもと種苗

代表清算人　品川　瑞

解散公告

当社は、平成二十八年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

徳島県徳島市川内町平石住吉一〇三―六

Ｒｉｎｋ工房有限会社サンレオ

代表清算人　西岡陽次郎

解散公告

当社は、平成二十八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

愛媛県西宇和郡伊方町釜木八三二番地

ダイトウ・グリーン株式会社

清算人　大内　基幸

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十八年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

長崎県西海市大島町一二一三番地一

有限会社波まタ

清算人　原田　親

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月二十二日石川県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

石川県金沢市米泉町四丁目四四番一

医療法人社団高橋内科医院

清算人　高橋　由夏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年四月三十日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

神奈川県横須賀市鴨居二丁目四一番二〇号

医療法人社団厚生会

清算人　田中　厚生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十一月二十三日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十八年三月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

東京都文京区大塚六丁目三七番五号

医療法人社団璋和会

清算人　瀬戸山由紀子

解散公告（第三回）

当公社は、長崎県知事の認可により平成二十八年三月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十日

長崎県佐世保市八幡町一番一〇号

佐世保市土地開発公社

代表清算人　山口　智久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市栗沢町南本町二五番地、最後の住所北海道岩見沢市栗沢町必成一九四番地

被相続人　亡　渡邊　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

北海道岩見沢市一条西五丁目四番地二ライズビル二階　弁護士法人小寺・松田法律事務所岩見沢事務所

相続財産管理人　弁護士　小野田充宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋八番地八、最後の住所岩手県盛岡市繋字湯ノ舘五七番地二

被相続人　亡　工藤　利幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

岩手県宮古市宮町一丁目三番五号陸中ビル二階宮古ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉水　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市江刺区大通り一五番地、最後の住所岩手県奥州市江刺区大通り三番二一号

被相続人　亡　柏木　邦也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

岩手県奥州市水沢区大手町五丁目一五番地

相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市城北六丁目一一番地八、最後の住所栃木県小山市城北六丁目一一番地八キャトルメゾン一〇二号

被相続人　亡　深美　重利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

事務所栃木県小山市大字喜沢一四五〇―一

相続財産管理人　弁護士　石島　力

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市一ノ宮一四二番地二、最後の住所群馬県富岡市一ノ宮一四二番地二

被相続人　亡　齋藤　喜人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十日

群馬県前橋市間屋町一丁目一番地の一

相続財産管理人　弁護士　新井　博

第50期決算公告

平成28年5月19日

北海道札幌市白石区中央一条四丁目3番76号

北海道セントラルガス株式会社

代表取締役社長　相馬　邦雄

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	394,008
	固定資産	772,450
	合計	1,166,459
負債及び純資産の部	流動負債	509,920
	固定負債	96,570
	株主資本	559,968
	資本金	40,000
	利益剰余金	519,968
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	509,968
	（うち当期純利益）	(75,044)
	合計	1,166,459